

元和七年病没。子孫は代々同藩に従つたと伝えられている。

（参考）
「竹林流附録自他問答」に載つてある部分が面白いので一寸抜粋して置く。

○ 「喜左衛門は雪荷が弟子なり。
細川玄旨どに召し、つかわれしものなり。
建仁寺の寺小法師の子なり。
かれ名字を伴（ばん）といふは幽斎どの興ある御方にて伴と呼び給うなり。

寺の小者を小ばんというによつて、小の字を略して、かく付け給うと也。
その後幽斎ども雪荷を召して射学をなされ、御家中の侍ともども雪荷のところに、かの者も雪荷弟子数にて幅きき、身のたけも延び、器量の数に入りしなるに雪荷逗留のあいだ宿所として雪荷も彼にこまやかに伝えられしと也。（略）

「京通い」について — 田辺藩陸運史の一駒 —

瀬戸美秋

木についての伝称は不思議に市の東地域の大浦地区に多いことを附記して擲筆する。

り荷（京都→田辺）も勝手に賃銀をとつて持

帰ることを許さなかつた。

ここで延享二年（一七四五）十一月に出された藩の定書をみることにする。

「御当地京通ひ仲口付此度御改被遊候依之向後日傭持致候者共日傭頭久右衛門支配にて罷成町方より荷請荷物指出候ハ荷物登セ仕候ハ久右衛門方へ申遣日傭持當為致可申委細御定左印

田辺より京都へ駄賃持之日傭之分者自と京丹後屋五兵衛方へ止宿可仕段被仰付候此段ハ御当地御用向丹後屋五兵衛方口日傭頭同意之セ話仕候付日傭共五兵衛方止宿仕罷在候へハ早速御用之御間欠茂無之事ニ思召候併京都之内ニ而も遠方用儀向杯有之不勝手之節ハ五兵衛方へ其訛申談口折節ハ外宿も可仕候尤左様之節者五兵衛相談之上ニ而外宿可仕」

延享以前何らかの形で藩が「京通い」日雇人足を利用していたが、ここで初めて日雇頭をおき、その日雇人足と、町方からの登セ荷物一切をその支配下においた。また京都では、「京通い」日雇人足のみならず魚荷持小商人も指定宿泊所を丹後屋五兵衛方に指定し、こ

元和七年病没。子孫は代々同藩に従つたと伝えられている。

（参考）
「竹林流附録自他問答」に載つてある部分が面白いので一寸抜粋して置く。

○ 「喜左衛門は雪荷が弟子なり。
細川玄旨どに召し、つかわれしものなり。
建仁寺の寺小法師の子なり。
かれ名字を伴（ばん）といふは幽斎ども興ある御方にて伴と呼び給うなり。

寺の小者を小ばんというによつて、小の字を略して、かく付け給うと也。
その後幽斎ども雪荷を召して射学をなされ、御家中の侍ともども雪荷のところに、かの者も雪荷弟子数にて幅きき、身のたけも延び、器量の数に入りしなるに雪荷逗留のあいだ宿所として雪荷も彼にこまやかに伝えられしと也。（略）

— (略) —
三年 同時飯米
一年 馬大豆
— (略) —
上錢
九貫五十匁（べ）内
— (略) —
三百匁（べ）やぶさめいて（流鏑馬射手）の礼錢
— (略) —
長禄四年（一四六〇）九月十六日
志楽庄春日部村一宮夏田之事

○ 人物が弓で鹿を射とめようとしている図が、弥生時代の銅鐸に鋳出され「日本書紀」の神武東征伝説の条に、有金靈鷲、飛来止干天皇

三、終りに

人物が弓で鹿を射とめようとしている図が、弥生時代の銅鐸に鋳出され「日本書紀」の神武東征伝説の条に、有金靈鷲、飛來止干天皇

弓弭、と述べられている程古い歴史をもつ弓道であるが、田辺領内の、その史料については、私が知る限りでは左の記録が最も古い史料である。

志楽一ノ宮神社文書
(現在、阿良須神社所有巻子の内)

○ 志楽庄一宮神田さん用帳事

合 長禄三年（一四五九）加地子免除定 納拾七石一斗三升八合内

— (略) —

二年 やぶさめ（流鏑馬）酒入

三年 同時飯米

— (略) —

上錢

九貫五十匁（べ）内

— (略) —

三百匁（べ）やぶさめいて（流鏑馬射手）の礼錢

— (略) —

長禄四年（一四六〇）九月十六日
志楽庄春日部村一宮夏田之事

この様な弓道参考史料は他に見当らず、現在はただ「馬場」「馬立」「的場」等の地名となつて中世山城の遺構のこれと混交し大字、小字に伝称されているに過ぎない。
市域にのこるこの地名の場所は、各地区に散在し数えれば三、四十カ所もあるが、それらは今その殆んどが道路となり宅地となつて消滅し原形を失つて終つた。
また江戸時代の地誌にのこされたこれに類する記録は、前述の様な中世末期の弓道者達が、庶民に膾炙されて語り継がれているうちに変形したものかも知れない。

「丹後国加佐郡寺町在旧記（享保十一年）」（七三一）（略）河辺由里村（略）

昔源三位頼政知行所之由 申伝る也 頼政鶴（ぬえ）を射たる節黒ののだけ、此村之野上という百姓の屋敷より出るのを上ルと云、

義理にて野上と名付となり」

これと同類の述記は市史に収録した旧語集中にもあり、弓道や製弓の材料となつた竹

合巻段 但石代也 在所一宮馬場下也
— (略) —
寛正三年（一四六二）三月十五日
代官 河嶋主計允安秀（書判）
○

組みに変えられ、特權日雇頭まで登場して賃銀の上前をはねられることになった。ことに京都宿では荷主や魚荷持小商人がその宿に荷を置くだけで庭錢をとられる結果となつた。かれらの賃銀は藩によって固定され、「三政規範」¹⁾糸井文庫によると、安永年間と思われるが、田辺→京都間かご日雇人足は一人につき、銀札十三匁五分であった。しかし寛政四年（一七九二）六月「近來日雇共彼是申立仲間を退申度旨」²⁾を前面に出してきた。つまりところ、かご日雇の賃銀が安いことの不満からだと記録している。この賃銀はやがて田辺→京都間が四匁五分増の十八匁に、京都→田辺間は、拾匁五分であつたものが三匁五分増の十四匁となつた。これは無条件ではなく、人足増員と労働強化を条件に向う三カ年間認められた。

また話は前後するが、安永二年（一七七三）田辺より日雇人足が江戸からの藩御用を受けたため御迎日雇に行き、数日間京宿で待たされる事件があり、藩よりはこの間宿のみ支払い、日当は無視された。そこで生活に困り日雇頭を通じて藩側に次のように願出ている。すなわち、三日間だけは無条件で待ち、も

し四日目にかかるべく一日の日当十三匁五分を自然減を企図した。

近頃ハ登リ之魚荷仲買共へ申談買請自分之荷物ニ致持登リ逆印札上ケ切候者追々ニ相増此節ニ而者不残右様ニ致成し京通ひ日雇人足も無之由ニ而御用筋并諸向差支候右様ニ致候而者御趣意ニ不相叶候」と言いながらも止むを得ないものとして認め、その代りこの天保四年以降のこの人数を増やすず、自然減を企図した。

次に、田辺の日雇頭久右衛門は、口銭等の取決めについて藩側に次の案を提出し、認められている。

一、從田辺京都江御用御荷持其外諸荷物町方登セ荷物當之口銭之事
一、時廻御飛脚壱人
一、二日着御飛脚壱人 但六貫匁
一、御供附八貫匁壱人
一、御荷物拾貰匁持壱人
右何茂壱人前三拾文宛但シ上貢目御座候ハ
一、右之割を以口銭取可申候
一、駄繼³⁾壱枚ニ付三拾文
右何茂壱人前三拾文
一、日雇賃銀を取持出候魚荷物其外荷物壱
一、自身之魚荷其外壹荷ニ付五文
但京通ひ貨持不仕者自身之商物持登候類
魚荷之外口銭取不申候
一、駄繼³⁾壱枚ニ付三拾文
右之通登セ荷物ニ相應（街）ヶ取申候
以上は藩御用及び一般魚荷の口銭を明示し、

以上が日雇頭久右衛門の提出した口銭内容で続けて京都の丹後⁴⁾五兵衛から提出した内容は一、京都より田辺江下り荷物口銭之賣
一、時廻シ御飛脚壱人
一、二日着御飛脚壱人 但六貫匁持
一、御供附八貫匁持壱人
一、御荷物拾貰匁持壱人
右何茂壱人前八文
但上貢御座候ハ
一、諸方より集り荷物五貫匁迄ハ五銭づゝ
五貫匁より上ハ八銭づゝ
一、諸事輕目魚物類賃銀ニ応し右之割を以口銭取可申候
一、田辺より京都調物其外自身ニ買申候荷物私宅江取入申ニ付庭錢壹荷ニ付四文ツ
一、取可申尤荷物之輕重ニよつて此割を以見斗ひ取可申候

さて、以上の取決め内容で、筆者に理解のできない名称がでてくる。例えば「時廻シ」「二日着御飛脚」「御供附」「駄繼」等であるが、はつきりした具体的な動きが不明で、今後お教えいただいて解説していただきたい。

(三)

次に、「京通い」日雇人足をめぐる諸問題について、いくつかの事例を挙げて今後の参考にしたい。

まず「京通い」日雇人足の賃銀であるが、かれらは魚仲買人より或は一般商人から賃銀をとつて魚荷とか一般の荷を運んでいたが、これが急に藩御用を優先的に務めるような仕

れ以外の宿泊を原則として禁止した。この宿ではこれら人足の世話をして他の宿より低額で止宿させ、京都より田辺への下り荷もすべてこの五兵衛の支配を受けることとしたのである。

(二)

近隣地方へは

- 一、小浜行日雇 口銭七文
- 一、宮津行同 „ 五文
- 一、梅迫行同 „ 三文
- 一、地廻 同 „ 三文

右之通私方江申来候日傭差出候分口銭取申候

以上のとおりで、町々の荷主及び日雇に通達された。

なお、秋田道典の手記には、延享二年十二月「御定日傭賃銀之覚」として藩御用のための具体的な定書を記しているが、例えば、「殿様御上下」「御家中」の魚荷物、乗物利用、長持、屏風、たんす、衣桁、檜、弓などの運賃を決めているほか、京都までの各道中宿場までの運賃、また大坂その他丹後・丹波地方の宿場、また地廻りとして天台寺、見樹寺等への乗物利用の場合の賃銀などを細かく規定している。

さて、以上の取決め内容で、筆者に理解のできない名称がでてくる。例えば「時廻シ」「二日着御飛脚」「御供附」「駄繼」等であるが、はつきりした具体的な動きが不明で、今後お教えいただいて解説していただきたい。

さて、以上の取決め内容で、筆者に理解のできない名称がでてくる。例えば「時廻シ」「二日着御飛脚」「御供附」「駄繼」等であるが、はつきりした具体的な動きが不明で、今後お教えいただいて解説していただきたい。

さて、以上の取決め内容で、筆者に理解のできない名称がでてくる。例えば「時廻シ」「二日着御飛脚」「御供附」「駄繼」等であるが、はつきりした具体的な動きが不明で、今後お教えいただいて解説していただきたい。

さて、以上の取決め内容で、筆者に理解のできない名称がでてくる。例えば「時廻シ」「二日着御飛脚」「御供附」「駄繼」等であるが、はつきりした具体的な動きが不明で、今後お教えいただいて解説していただきたい。

